

学びと実践、政策提言から「男女共同参画社会」の創造へ ～女性の自立を目指すNPOの事例をとおして～

渋谷典子

＜キーワード＞

男女共同参画社会基本法、特定非営利活動促進法、市民・NPO・行政の協働、岐阜県揖斐郡池田町、
特定非営利活動法人ワイン女性企画、男女共同参画プラン

＜要旨＞

2000年度、岐阜県揖斐郡池田町では、市民・NPO・行政が協働して「男女共同参画プラン」の策定が進められた。

- ・池田町主催の「女性セミナー」で男女共同参画について学んだ公募の策定委員
 - ・“男女共同参画社会を視野にいれた女性問題の学習”と“経済力をつけるためのエンパワーメント”を両輪とするNPO法人ワイン女性企画
 - ・岐阜県主催の「岐阜女性大学」で学びを深めた担当者
- それぞれがプランの策定過程でより「学び」を深め、エンパワーメントしていった。そのプロセスでのキーワードは、「学び」である。

本稿では、NPOとして参画したワイン女性企画が、どのような経緯で活動を開始し、実践を続け、自治体の総合計画のもとにある個別計画——「男女共同参画プラン」——の受託へと結びつけていったかを中心に、男女共同参画社会の実現に向け、「学び」の創造から出発した実践事例を研究報告する。

はじめに

新しい世紀を前に、2000年度、岐阜県揖斐郡池田町では、市民・NPO・行政が協働して「男女共同参画プラン」の策定が進められた。構成メンバーは以下のとおりである。

- ・池田町主催の「女性セミナー」で男女共同参画について学んだ公募による策定委員
- ・「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」を第一の活動目的とする特定非営活動法人「ワイン女性企画」
- ・岐阜県主催の「岐阜女性大学」で男女共同参画について学んだ行政担当者

それぞれがプランの策定過程で、より「学び」を深めエンパワーメントしていった。そのプロセスでの

キーワードは「学び」である。市民・NPO・行政が平場の関係で創造していった学びの「場」は、実践としての政策提言へ、そして、自治体の総合計画のもとにある個別計画——「男女共同参画プラン」——の策定へと結びつけていった。

本稿では、「ワイン女性企画」の活動に主軸をおきつつ、男女共同参画社会の実現に向けた「学び」の創造から出発した池田町での実践事例を研究報告する。

1 「ワイン女性企画」について

(1) 成り立ち

「ワイン女性企画」の英語名は、Women's International Network of Neighbourhood／Nagoya (WINN) で表し、「近隣地域を発信とする女性の国際的なネットワーク」を語源としている。



はじまりは、国際女性年の前年、1974年に設立された女性の学習グループ「あごら東海」である。グループは、やがて「東海BOC」「ワイン女性企画」と名称を変更しつつ発展し、ここ10年ほどは200名前後が会員登録をして活動に参加している。今日までの歩みは、会員のエンパワーメントの深まりを軸に三段階に分ける。

第一段階（1974年～1979年）は、活動を「はじめ」る時代。『あごら』創刊号に出会った高橋ますみ（現代表理事）が『あごら4／5号合併号』に呼びかけ文を掲載し、それに応えた女性たちが中心となって活動を開始した。そして、女性問題の学習会として「あごら東海」の設立へと進んだ。

設立当初の会合では、自分史を語り合うことが主であった。参加者がそれぞれの悩みを語り合い共感し合う時間が続いた。いわゆるCR（コンシャスネス・レイジング）にあたるといえよう。1976年、設立から1年半ほどを経て（会員のほとんどが自分史を語り終えた時点で）学習の重要性に気づき、自分たちのおかれている状況をフェミニズムの視点から問い合わせていく「学び」がはじまつたのである。前年の1975年が国際女性年であり、社会状況が大きく変化していくことも影響を与えていたといえよう。問い合わせのなかから、会員は「わたしの問題は社会の問題」という視座をもち、女性が置かれている状況を社会的な視点で認識していくことになった。

女性学の学習は継続され、現在は、5つの研究所（女性学ジェンダー・NPO・メディア・教育学・向老学→現在は「日本向老学会」）の設置へと発展。「ワイン女性企画」のシンクタンク機能を果たす。研究所では、各分野の学識者のテキストを講読し、自らの体験や日ごろの活動に照らしあわせて学習を重ねている。

第二段階（1980年～1991年）は、基盤がつくられていった活動を「続ける」時代。1980年、「あごら東海」は「東海BOC」へと発展的に名称を変更し、名古屋市中区に借りた事務所を拠点として社会への発信も開始された。会員一人ひとりの経済的自立を目指し、自治体や企業からの要請で、冊子の編集や取材記事の作成、テープおこしなども手がけた。

当時は、会員各自が資格や特技をBOC（創造力の銀行）へと登録し、「東海BOC」がコーディネーターの役割を果たしていた。この時期、会員それぞれは自立を目指し、資格取得を果たした者、企業へと就職し

た者、起業した者も多い。会員相互の情報交流もさかんに行われ、女縁で拡がるネットワークが機能していった。ベトナムにミシン800台を送る活動など、国際的なネットワークへと展開していった時期とも重なる。また、学習したことを社会へと発信するために講演会やセミナーの企画運営も手がけるようになった。

現在は、「キャリア・セクション」を設置し、子育てや夫の転勤などで社会との接点をいったんなくしてしまった女性たちの社会参加へのリハビリ機関として、自立支援講座やキャリア・アップ講座などでサポートしつつ人材養成のための基盤づくりを継続している。

第三段階（1992年～現在）は、続けてきた活動を「発展させる」時代。1992年、一層の経済的自立を目指し「東海BOC」から「ワイン女性企画」へと名称変更した。1995年には、北京女性会議で『ネットワークによる女性の起業と働き方』をテーマにワーキングショップを主催し、世界各地の女性たちと話し合う機会をもつことができた。これを機に、第一段階で基礎を築いた学びの「場」と第二段階で築いた実践の「場」を土台として、各研究所での調査研究機能をいかした政策提言活動を開始した。

現在は、インターンシップ制度を導入し、専門家の育成にも取り組んでいる。そして、会員各自の自立とともに「ワイン女性企画」が事業体として自立することも目指す時期となる。時を同じくして、特定非営利活動促進法および男女共同参画社会基本法が施行され、「ワイン女性企画」の活動に対して社会的認知度が高まっていった。法律施行の恩恵を受け、自治体行政の根幹にかかる事業の委託を引き受けることにもなった。（注1）

（2）特定非営利活動法人（以下、NPO法人）となって

2000年2月、「ワイン女性企画」はNPO法人として経済企画庁（当時）から認証を受け、法人として登記を完了する。

法人格取得に際しては、経済企画庁が配布した「特定非営利活動法人の設立の手引き」をテキストに運営委員会で学習しつつ、経済企画庁の担当者からアドバイスを受け、自ら手続きを進めていった。定款、設立趣旨書、事業計画書、収支予算書など申請書類を作成していく段階で、NPO活動の意義や「ワイン女性企画」の活動を改めて整理することができ、グループと

しての使命（ミッション）をあきらかにすることができた。「ワイン女性企画」がNPO法人として、ミッションを明確に表明している「設立趣旨書」を一部転記しておきたい。

設立趣旨書・要旨（注2）

① 趣旨

「ワイン女性企画」は、企業のような組織とはちがう近隣地域で始まる私たち個人およびグループの国際的なネットワークを目指してきました。目的は「女性の自立」です。これまでの組織がピラミッド型の縦社会だとすれば、ネットワークは平面で横広がりの網の目であり境界線もなく、地球全体に張り巡らすことも可能です。中心になるのは誰でも自由で、その呼びかけに賛同することも、静観することも、入退会も自由です。毎月、運営委員会を開いて活動の方向付けとその具体的な運営方法を検討しています。

日本に生まれた私たち女性は、一旦主婦的状況に陥ると、産業社会への正社員としての復帰はほとんど不可能といつていいくほどの厳しい現実があります。

21世紀に向け、男女共同参画社会の構築が必要とされ、これまでの私たち「ワイン女性企画」の活動が高く評価されつつある今、特定非営利活動法人となり、これまでの活動をより具体的な活動へつなげていきたいと考えています。

② 申請に至るまでの経過

「ワイン女性企画」は、ゆるやかなネットワークでの活動を目指してきました。“男女共同参画を視野にいた女性問題の学習”と“経済力をつけるためのエンパワーメント”が活動の両輪であると考えています。21世紀に向け、市民が主体的に創り上げる総合的共同型社会の構築を、私たちは目指します。

設立代表者 高橋ますみ

（3）「民間、女性センター」として

NPO法人の定款を作成している際に、「ワイン女性企画」が女性センターとして機能していることがあきらかになっていった。定款では、事業を明確に記す必要がある。それに対して「ワイン女性企画」の活動内容を経済企画庁の担当者に説明した結果、調査・研究、情報・交流、教育・啓発、自立支援、相談の5つの事業を行っていることが判明し定款に明記した。

目的については以下に記しておく。

目的：世界各地で暮らすあらゆる男女、特に女性に対して、人権を守り社会的な自立を促進するための調査・研究および情報提供・交換に関する事業および前項に関わる企画・運営事業を行い、世界各地で暮らすあらゆる男女、特に女性の視点からの提案によって、あらゆる人々の能力が生かされ、活性化した暮らしやすい社会を創造していくことを目的とする。（注3）

法人化を機に、「ワイン女性企画」の活動は「民間、女性センター」として社会的に認識され、さらには、評価を受けることになったのである。

「ワイン女性企画」の事務所（「スペース・ワイン」と名付けられている）は広さが10坪ほどである。この「場」で、グループの方向性を決める運営委員会や男女共同参画社会の実現のためのイベント（講座、セミナーなど）の企画会議が開かれ、調査・研究活動が行われ、学習や自立支援のためのセミナーが開催されている。会員以外も含めて誰でもが参加できるオープンな「場」の設定として「おしゃべりタイム」（毎週1回開催）も実施されている。また、自治体や企業との協働事業についての打ち合わせの「場」としても活用されている。

こうした過程・内容を背景に、「ワイン女性企画」は池田町から「池田町男女共同参画プラン策定業務」を委託されることになった。市民・NPO・行政がどのように協働を果たしていったかは、男女共同参画社会の実現に向けての重要な視点である。

2 「男女共同参画プラン」策定業務

（1）池田町と男女共同参画

池田町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の西の端に位置する、人口2万4千人ほどの町である。農業（茶・米など）を生業としていた時代が続いていたが、20年ほど前からは、岐阜市や大垣市、名古屋市のベッド・タウンとして、新しい層の人々が移り住んできている。現在は、兼業農家とサラリーマン家庭が多い。なお、映画『住民が選択した福祉の町』（監督：羽田澄子）のなかで紹介されている高齢者福祉施設があり、全国の池田町が集まる「池田町サミット」の開催地のひとつとしても名高い。

池田町では、1997年12月に開催の町議会で「男女

共同参画の促進」について的一般質問があり、行政側が2000年には男女共同参画社会の実現に向けて「行動計画」を策定すると回答した。また、同時期に「女性行政担当」(以下、担当者)の事務分掌が総務課に設置された。

担当者(竹中文子主査)は、まず男女共同参画についての学習の必要性を認識し、1998年および99年に岐阜県主催の「岐阜女性大学」(男女共同参画と女性学の講座)を受講した。加えて、自らの職業経験やライフ・ステージを振り返りつつ、自発的な意思から男女共同参画についての学習を深めていった。そして、行政施策は担当者の「学び」の成果を軸にして展開されていった。内容は下記のとおりである。

1998年度

- ・「池田町女性セミナー」の開講
- ・「広報いけだ」(池田町広報誌)に「女と男」をテーマにしたコラムの掲載
- ・町職員への研修会の実施
- ・「池田町21世紀男女共同参画推進協議会」(以下、推進協議会)の委員を公募(公募委員5名のうち4名は「池田町女性セミナー」の受講者であった)

1999年度

- ・町女性職員と女性団体代表者のための研修会の実施
- ・「男女共同参画に関する町民意識調査」の実施
- ・「男女平等に関する中学生の意識調査」の実施
- ・町民への講演会(講師:田嶋陽子氏)の実施
- ・香川県池田町「スマイルネット池田」メンバーと岐阜県池田町「21世紀男女共同参画推進協議会」委員との交流会の実施
- ・町職員、女性団体、町内企業女性社員を対象とした講演会の実施

以上のような経緯で、「男女共同参画プラン」(以下、プラン)の策定の基盤が1999年度までに整っていった。

一方、岐阜県内(14市99町村)を見ると、1999年度までにプランが策定されていた市町村は、岐阜市、下呂町、多治見市、美濃市、山岡町、中津川市、関市、高山市で、池田町のプラン策定への取り組みは、県内では時期的にも早く、西濃地域(岐阜県西部)に限るトップランナーであった。

(2) プランの策定へ

2000年度、池田町で本格的なプラン策定に取り組むことになった時点で、委託先の選定が行われた。その際「ワイン女性企画」が候補のひとつとして上がったのである。名古屋で活動しているにもかかわらず、その活動内容は、個人と個人のネットワークを通じて池田町へと届いていた、と聞く。候補となったという連絡を受けた後、「ワイン女性企画」内に設置されている女性学センター研究所の研究員が中心となって、企画書の作成に取り組んだ。企画書には、男女共同参画社会基本法が施行されたこと、男女共同参画計画については住民の声を生かした計画が必要であることを明記した。また、「ワイン女性企画」が策定にかかわることの特長を下記のように記述したのである。

「ワイン女性企画」は、設立後25年間にわたって女性問題の解決のための学習と実践を続けております。1995年に研究所を設立して以来、全国規模のネットワークと豊富な情報量を生かし、調査・研究・モニタリング機能の充実に努めてまいりました。また、2000年2月10日には、経済企画庁から「特定非営利活動法人」として認証を受け、さまざまな分野においてより一層社会的責任をもって貢献していく所存であります。

男女共同参画計画(プラン)の策定に関しましては、「特定非営利活動法人」の長所を生かし、これまでの活動とネットワークの蓄積をふまえて、地域の特性と地域住民の声を積極的に取り入れた男女共同参画計画(プラン)をご提案することが私どもの使命と考えております。(注4)

また、「ワイン女性企画」を「ワーキング・グループ」として位置づけ、以下の3項目を付記した。

- 担当部署とワーキング・グループのコミュニケーション
- 町民(策定委員会をふくむ)とワーキング・グループの双方向コミュニケーション
- 町長をはじめとする町職員、「21世紀男女共同参画推進協議会」、ワーキング・グループを町民が一体となって策定していくプロセス

以上のワーキング・グループの役割の重要性を企画書に明記した。その結果、以下のような理由で、「ワイ

ン女性企画」がプランの策定を委託されることになったのである。

- NPO法人であるメリットを生かした適正かつ効率的な収支予算であること
- 「ワイン女性企画」が「男女共同参画の促進を図る活動」を第一の目的に掲げているNPO法人であること
- 幅広い人脈とネットワークの広さをもっていること
- 町民と平場の関係を築くことができる存在であること

このことを受け「ワイン女性企画」では策定業務のため、女性学センター研究所の研究員4名（主任研究員／渋谷典子、研究員／重原惇子・三嶋美喜代、客員研究員／小森ひとみ）がプロジェクト・チームを組むことになった。

(3) プラン策定のプロセスについて

2000年度、第一回の「21世紀男女共同参画推進協議会」（以下、協議会）は、5月31日に開催され、「ワイン女性企画」が正式に選定された。また、策定にあたっては、町民代表の公募委員（4名）を中心とした「策定委員会」が組織され、その後は策定委員会と「ワイン女性企画」、そして担当者が協働しての作業となったのである。2000年度、協議会は4回開催され、策定委員会は21回の会合が持たれ、全体を合わせると25回（およそ、月に2～3回のペース）が開催された。

なお、協議会委員は女性10名、男性5名（大学教員・女性、町議会議長・男性、元中学校教員・女性、企業代表・男性2名、老人クラブ連合会会长・男性、町議会議員・女性2名、連合婦人会会长・女性、自治会連合会会长・男性、町民代表・女性5名）で構成された。協議会委員のなかから策定委員（元中学校教員、自治会連合会会长、町民代表の4名）が選出され、大学教員がオブザーバーとして策定委員会に参加することになった。

第一回の策定委員会では、プランの策定にあたって、担当者が「ワイン女性企画」を選定した理由を述べた。これまで行われてきた行政計画などの策定の際には、委託先が持ち込んだ内容について是非を問うことが委員会の主な任務であったが、本プランの策定にあたっては、委員と「ワイン女性企画」が双方向コミュニケーションで形成していくことが確認された。また、町民

への啓発活動についても、「ワイン女性企画」の研究員が講師として各団体へ出向き講座をする「出前講座」を行っていくことも了承された。

策定委員会では、まず、町民の意識啓発の一環になればとプランの愛称を公募することを決定した。その後は、池田町の課題を探るために、町行政（各部署）へのヒヤリングやアンケート調査を実施し、町職員とのコミュニケーションも深めていった。プランの骨子作成の過程では、策定委員と担当者が他都市のプランや男女共同参画社会基本法などの学習を積極的に行い、それを参考にしていった。「出前講座」としては、公民館や各団体の会合などへ出向いていっての学習会を開催していった。

プランを文書化していく際には、以下の手順で行っていた。

- 該当する項目について策定委員が、各自の意見や提案事項を策定委員会の数日前に提出する
- 策定委員が提出した意見などをとりまとめ、「ワイン女性企画」が専門知識分野から整理する
- 策定委員会では、「ワイン女性企画」の助言を得ながら検討を重ねる
- 「ワイン女性企画」が再度まとめて文章化し、原稿は担当者を経由して策定委員へと送付する
- 事前に策定委員が目を通した原稿を策定委員会で再度検討し、確認と了承を得る
- 次の項目へと進み、同じ手順で文書化する

文言についても一字一句の意味の確認やカタカナ語（ジェンダー、エンパワーメント、ドメスティック・バイオレンスなど）の使用などについても検討が加えられ地道な積み重ねをしていった。このプロセスで策定委員をはじめ担当者、「ワイン女性企画」の研究員は、男女共同参画社会の実現のための政策について学習し、自らの実践活動に照らし合わせての政策提言を行っていくことができた。

プラン（案）は、「策定委員会」から「推進協議会」へ提出され、検討されるときには、「日本の伝統」「これまでの文化」との関係について、質問が出されることもあった。そのような質問に対しても、策定委員と「ワイン女性企画」がパートナーシップを組みつつ、基本法の理念と現在の社会状況をわかりやすく答えていった。基本法は、プランの策定になくてはならない法律となっていました。



(4) 池田町のプランとして

協議会委員をはじめとして多くの町民から、プランには「池田町らしさ」が必要である、と意見が寄せられていた。策定をすすめていった結果、下記のような特色をもつことになったといえよう。

まず、基本法第十条の国民の責務を記した条文では「職域、学校、地域、家庭」という順で表記されているが、町のプランという視点から基本理念に「家庭に、地域に、学校に、仕事に」と、より身近なところからの参画を呼びかけている。ことばの順番にも策定委員の考え方反映されているといえる。

つぎにあげられるのは、混合名簿の導入についての取り組みである。目に見える急な動きはかえって町民からバッシングを受けるのではという配慮から、混合名簿の導入は後期重点課題（10年間のプランの後半5年に実現する課題）として定めることにした。そのための事前段階として、関係者への研修、「隠れたカリキュラム」や進路指導の見直しなどを前期重点課題として定めている。

最後に、基本目標5として、「国際交流と協力」を定めたことが特色といえよう。小規模な自治体のプランであるにもかかわらず国際的な視点を重要視した理由は、町としても国際交流に力を注いでいることに加えて、池田町から隣接する大垣市にかけて、ブラジル人をはじめとした在住外国人が増えつつあるからである。

以上のような特色をもつまでの過程で、プランにはすべての施策を網羅している必要性があることも策定委員会では確認されていった。施策がプランに定められているか否かで、左右される事態が生じることを予想したからである。

策定委員会の熱意は町長へと伝わり、「広報いけだ」2001年3月号では、男女共同参画の特集が組まれることになった。特集の企画についても策定委員会が検討したうえで、原稿の取りまとめも行った。掲載の主な内容は以下のとおりである。

- 策定委員による町長へのインタビュー：テーマ【男女共同参画プラン】を考える
- 池田町議会議長（男性）、老人クラブ会長（男性）、企業代表者（男性）、団体代表（女性）、教育委員（女性）、保育士（男性）からのコメント（写真あり）：テーマ【男女共同参画社会】について聞いてみました！

町長へのインタビューでは、新しいスタイルでのプラン策定の手法が話題にのぼり、「これまでのように、すべてコンサルタント会社に委託してしまっては、町民の意見が反映されないので……と考えました。行政の施策には町民の意見や知恵をできるだけ活かしていきたいと思います」（注5）と町長は述べている。また、男女共同参画については、「まずは、広報活動に努めたいと思っています。町民の方々から、いろいろなアイデアを提案していただければ、それを参考にしたいですね。…中略…町長として、一人の町民として、私も努力を続けていきます」（注6）と意気込みを語っている。

『広報いけだ』は全世帯への配布物であり、特に、この特集のく「男女共同参画社会」について聞いてみました〉に登場した町民への反響も大きかった。

『広報いけだ』への掲載を経て、プランは2000年5月31日の第一回の会合から303日を経て、2001年3月30日に町長へと答申された。公募したプランの愛称は、「いけだチャチャチャ～みとめあい・ささえあい～」と決定した。これは、「池田町の花であるお茶」にあわせて、「男女が平等に社会参画できるチャンス」「その参画にチャレンジ」「世の中を男女共同参画社会にチェンジ」という願いをこめたものである。

3 男女共同参画社会の実現とN P O

プランは、あらゆる行政施策をジェンダー・フリーナ視点で組み替え、新たな施策を作り、推進する内容を盛り込んだ行政文書である。また、自治体の総合計画のもとにある個別計画として位置づけられている。このような行政の根幹にかかる計画の策定に、市民・N P O・行政が主体的にかかわっていくことができたことは、大きな成果といえよう。

プランの策定過程において逆風が吹いたときもあった。そのようなときは常に、「男女共同参画社会基本法」を読み解く学習会をしていくことで理解は深まっていた。基本法を学習することにより、逆風は追い風へと向きを変え、プラン策定に明るい未来をもたらしてくれた。

プラン策定後、近隣の町村から池田町へと、資料送付や策定プロセスについての助言を求める依頼が寄せられている。策定委員会の野原春江委員長は、下記のようなメッセージを「ウイン女性企画」へと送ってくれた。

池田町では、「男女共同参画プラン」を、町民・行政・専門機関の三者が一体となって策定した。町の実状と町民としての意見を町民代表が述べ、「ワイン女性企画」がまとめや助言を、行政の担当者が連絡調整を行うなど、それぞれが役割をになって進めていけたことは、町民が主体的に参加したという実感があり意義深いことだと思う。策定過程で糸余曲折はあったものの、その都度「ワイン女性企画」の方的確な助言が得られたおかげで、男女共同参画社会基本法の精神をしっかりとふまえたプランを策定できたと自負するとともに、ご指導に感謝している。(注7)

今日、「ワイン女性企画」は、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」をNPO活動の第一目的として掲げ、明確なミッションをもって実績を重ねているが、プランを策定するという実践の「場」を得たことで、より一層のエンパワーメントをすることができた。今後は、このプランが実効性を發揮し、池田町での男女共同参画社会の形成が促進されていくかどうかが事業評価となる。プラン実現の最終年である2010年にプランの基本理念である「男女共同参画社会を実現するまちづくり」を達成しているかどうか、これからも町民と町行政とネットワークを組みつつ協働していくと考えている。

4 今後に向けての課題

池田町でプラン策定業務を終え、市民・NPO・行政が協働していくなかで、どのようなことが課題であったかについて考えてみた。

まず、男女共同参画の形成に向けての学習の機会一例えば講演会・講座・セミナーなどーが、当事者である市町村で実施されているかが課題になってくる。男女共同参画についての学習をまったく実施していない状況からプランの策定に取り組む際には、専門知識をもつNPOが中心となって、市民委員として参画する公募委員と行政職員とともに学習することを第一歩として、ともに理解を深めていくことが必要になってくるであろう。特に、プランの執筆作業に取りかかると、策定の目的や全体像を見失いがちになる。常に、策定にかかわるメンバーが「全体像を確認しつつ、何のためにプランを策定しているのか」について、共通認識をもつことが重要になってくる。学習が基礎とな

なって、共通認識へつながっていくからである。

つぎに、市民・NPO・行政が対等なパートナーシップを築くことができるかについても課題としてあげられる。これまでの三者の関係について考えてみると、市民と行政の関係は行政サービスを受ける側と与える側、行政とNPOの関係は仕事を委託する側と委託される側、NPO（この場合、専門知識をもつNPO）と市民の関係は啓発をする側と啓発をされる側であったのではないだろうか。今後は、このような関係を乗り越え、ともに男女共同参画社会を実現していくというフラットな視点が重要になってくる。

さらには、トップの姿勢が明確であるかどうかが課題となってくる。男女共同参画社会の実現に向けて、トップ自らがすすめていく考え方を常に発信していくことは、プランの策定の賛同者を増やすことにもつながる。特に、行政内部では、プラン策定はその担当者の仕事として位置づけられることが多い。担当者が所属しているセクションのみが取り組んでいればよいという考え方を、他の行政職員がもたないようにするためにも、トップからのメッセージの影響力は大きい。

いずれにしても、市民・NPO・行政が協働してプランを策定する際には、個々の市町村の状況（これまで行われてきた意識調査や白書などの調査をはじめ、上記3点の課題の認識も含む）をふまえて実施していくことが必須条件である。

おわりに

NPO活動において、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」についてはまだ社会的な認識と理解が深まっていないのが現状である。21世紀の最重要課題である男女共同参画社会の実現に向けて、今後は、こうした活動を第一の目的とするNPOへの支援と実践の「場」の充実も、男女共同参画社会の創造への大きな一步となるはずである。

池田町のプラン策定のプロセスでは、町民（策定委員）、NPO（ワイン女性企画）、行政（担当者）が男女共同参画社会の形成の必要性をともに認識し、性別や年齢、出身地、学歴、職業、生い立ちのちがいを越え、多様性を認め合いながら、「学び」を深めつつ協働していくことができた。

策定委員のなかからは、岐阜県や池田町の審議会・委員会の委員など地域のリーダーとして政策方針決定の「場」へと参画を果たした女性も登場した。担当者

はプランの策定後、池田町建設課用地係の主査として、これまで女性が参画していなかった職場へと異動し、女性の職域拡大を自らが実践している。そして、「ワイン女性企画」はNPO法人として委託事業を受けたことにより、働く「場」としての自立事業型のNPOをめざして経済的な自立への道すじを見出すことになった。また、2001年度は愛知県西尾市（人口約10万人）からプランの策定業務を委託され、西尾市の課題に取り組みつつ市民と行政担当者と共に基本構想の作成に取り組んでいる。

学びと実践、政策提言から「男女共同参画社会」の創造へ——「ワイン女性企画」は、発足の源である「学び」の創造を源に、市民と行政をつなぐNPO法人として「男女共同参画社会」の実現をめざし、社会変革のための活動を展開している。

- ・山岡義典（編著）1999『NPO基礎講座3』ぎょうせい
- ・（財）横浜市女性協会（編）1999『女性施設ジャーナル5号』学陽書房

（しぶや・のりこ

特定非営利活動法人ワイン女性企画常務理事）

〈注〉

（注1）第一段階・第二段階の具体的な活動については高橋ますみ著『主婦が歩きだすとき』（BOC出版）『女四十歳の出発』『自立の、夢をかたちに』（以上、学陽書房）、および第一段階から第三段階の活動のくわしい内容については渋谷典子の研究論文『男女共同参画社会とNPO～自律から自立へ～』（日本向老学会学会誌第一号『向老学研考』）を参照していただきたい。

（注2）経済企画庁（当時）提出書類から転載

（注3）特定非営利活動法人ワイン女性企画、定款より転載

（注4）池田町提出企画書より転載

（注5）『広報いけだ』2001年3月号より転載

（注6）『広報いけだ』2001年3月号より転載

（注7）ワイン女性企画『NEWS LETTER』7月号より転載

〈参考文献〉

- ・国立婦人会館（編著）1997『女性学教育／学習ハンドブック』有斐閣
- ・大沢真理（編集代表）2000『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい
- ・渋谷典子2001「男女共同参画社会とNPO～自律から自立へ～」『向老学研考——日本向老学会学会誌第一号』日本向老学会出版会
- ・塩澤修平、山内直人（編著）2000『NPO研究の課題と展望2000』日本評論社
- ・高橋ますみ1980『主婦が歩きだすとき』BOC出版部
- ・高橋ますみ1986『女四十歳の出発』学陽書房
- ・高橋ますみ1991『自立の夢をかたちに』学陽書房
- ・山岡義典（編著）1997『NPO基礎講座1』ぎょうせい
- ・山岡義典（編著）1998『NPO基礎講座2』ぎょうせい